

価格高騰等支援策 ガイドブック

北海道
2024. 3. 15時点版

ガイドブックの最新版はこちら



<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/120239.html>

目次

第1章 事業者支援

事業	ページ
1. 事業継続支援	
(1) 中小企業総合振興資金	3~7
(2) 特別高圧電力利用事業者緊急支援金	8
(3) 人材確保緊急支援事業	9
2. 社会経済情勢の変化に対応した新たな挑戦への支援	
(1) 北海道どさんこプラザ マーケティング支援事業	10
(2) 中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業助成金	11
(3) 中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備緊急対策事業費補助金（デジタル技術導入）	12
3. その他	
(1) 賃上げ促進税制	13

第2章 生活者支援

事業	ページ
(1) 北海道お米・牛乳子育て応援事業（第二弾）	15
(2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等	16
(3) LPガス利用者緊急支援事業（令和5年4定補正分）	17

第3章 相談窓口

事業	ページ
(1) 経営・金融、雇用関連など各種相談窓口	19
(2) 働き方改革関連特別相談窓口	20

第1章 事業者支援

中小企業総合振興資金（1／5）

（中小企業者向け融資）

原材料の価格高騰など経営環境の変化により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るため、次の融資制度をご用意しました。

- 経営環境変化対応貸付【認定企業】（従来型）
- 経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）
- 企業体質強化貸付（資本性ローン協調）
- コロナ克服サポート貸付
- 経営環境変化対応貸付
- 経営環境変化対応貸付【原料等高騰】

1. 経営環境変化対応貸付【認定企業】（従来型）

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】（従来型）															
融 資 対 象 者	(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等															
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）															
融 資 金 額	2億円以内															
融 資 期 間	10年以内（うち据置3年以内）															
融 資 利 率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	《変動金利》 年1.0% (融資期間が3年を超えるものに限る)														
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります															
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとします															
保 証 料 率	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="background-color: #0056b3; color: white;">区分</th> <th colspan="2" style="background-color: #0056b3; color: white;">経営安定保証適用の場合</th> </tr> <tr> <th style="background-color: #d9e1f2;">セーフティネット4号</th> <th style="background-color: #d9e1f2;">セーフティーネット5号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">普通保険適用の場合</td> <td style="text-align: center;">年0.70%</td> <td style="text-align: center;">年0.60%</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">無担保保険適用の場合</td> <td style="text-align: center;">年0.68%</td> <td style="text-align: center;">年0.58%</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #d9e1f2;">特別小口保険適用の場合</td> <td style="text-align: center;">年0.48%</td> <td style="text-align: center;">年0.41%</td> </tr> </tbody> </table> <p>（信用保証協会の定める要件に該当する場合は、0.1%割引）</p>		区分	経営安定保証適用の場合		セーフティネット4号	セーフティーネット5号	普通保険適用の場合	年0.70%	年0.60%	無担保保険適用の場合	年0.68%	年0.58%	特別小口保険適用の場合	年0.48%	年0.41%
区分	経営安定保証適用の場合															
	セーフティネット4号	セーフティーネット5号														
普通保険適用の場合	年0.70%	年0.60%														
無担保保険適用の場合	年0.68%	年0.58%														
特別小口保険適用の場合	年0.48%	年0.41%														

中小企業総合振興資金（2/5） （中小企業者向け融資）

2. 経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【認定企業】（伴走支援型）
融 資 対 象 者	次のいずれかの認定を受け、かつ経営行動に係る計画を策定したものの。 (1) セーフティーネット保証4号の認定を受けた (2) セーフティーネット保証5号の認定を受けた (3) 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少 (4) 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月又は直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少 (5) 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少 (6) 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月又は直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少 (7) 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少
資 金 使 途	事業資金（道制度融資の借換に要する資金を含む）
融 資 金 額	1億円以内（従来型（2億円）の内数）
融 資 期 間	10年以内（うち据置5年以内）
融 資 利 率	《固定金利》 《変動金利》 5年以内 年1.0% 年1.0% 10年以内 年1.2% （融資期間が3年を超えるものに限る）
担 保 及 び 償 還 方 法	取扱金融機関の定めるところによります
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付きとします（伴走支援型特別保証制度対応）
保 証 料 率	0.2%（通常保証料率0.85%）※融資対象(1)(2)の場合 0.2%～1.15%（同0.45%～1.90%）※融資対象(3)及び(7)の場合 ※差額は国が補助
取 扱 期 間	令和3年5月10日から令和6年6月30日まで ※6月30日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものは、7月以降の融資実行も可能です。
備 考	中小企業者が金融機関との対話を通じて経営行動計画を策定し、金融機関が中小企業者に伴走的な支援を行います。 保証料率は、国が一部を補助するため、中小企業者の負担は、一律0.2%もしくは0.2%～1.15%となります。

中小企業総合振興資金（3／5） （中小企業者向け融資）

3. 企業体質強化貸付（資本性ローン協調）

中小企業者等へ円滑な資金供給が図られるよう、政府系金融機関との協調融資を実施しています。

【融資対象】 株式会社日本政策金融公庫における新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化貸付（新型コロナ対策資本性劣後ローン）の利用に際し、民間金融機関からの協調支援を受けようとする中小企業者等

【融資金額】 4億円以内

【融資期間】 1年超15年以内（うち据置5年以内）

【融資利率】 金融機関所定の利率

【信用保証】 すべて保証協会の保証（経営改善サポート保証）付きとします
（本貸付による融資総額のうち保証付き融資金額50%以内）

【保証料率】 ●経営者保証免除対応適用の場合
経営状況に応じて年1.0%～1.2%
●上記以外の場合
経営状況に応じて年0.8%～1.0%

→ 国の補助により
年0.2%

【取扱期間】 令和3年4月1日～令和6年6月30日

※6月30日までに信用保証協会が保証申込を受け付けたものは、7月以降の融資実行も可能です。

4. コロナ克服サポート貸付

制 度 名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 コロナ克服サポート貸付
融 資 対 象 者	北海道信用保証協会の「コロナ克服サポート保証(※)」の対象となる中小企業者等 (※)「コロナ克服サポート保証」は、コロナ克服に向けた取組に係る事業資金が対象となります。 <コロナ克服に向けた取組例> 飛沫感染予防対策、店舗レイアウトの変更、テレワークの導入、サテライトオフィスの導入、ワーケーションの導入、事業再構築、新商品・サービスの開発・販路拡大、営業スタイルの転換、BCPの見直しなど
資 金 使 途	事業資金
融 資 金 額	1億円以内
融 資 期 間	10年以内（うち据置1年以内）
融 資 利 率	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0% (融資期間が3年を超えるものに限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります
信 用 保 証	すべて信用保証協会の保証付き（コロナ克服サポート保証）とします
保 証 料 率	経営状況に応じ年0.40%～1.71% ※通常の保証料率から10%割引された料率となります。
取 扱 期 間	令和4年4月1日～令和7年3月31日

中小企業総合振興資金（4/5）
（中小企業者向け融資）

5. 経営環境変化対応貸付・経営環境変化対応貸付【原料等高騰】

資金名	経営環境変化対応貸付	
		原料等高騰
融資対象	1.最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ5%以上減少している方 2.最近3か月の売上高（生産高）が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高（生産高）が前々年度の売上高（生産高）に比べ減少している方 3.前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している方 4.最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している方	1.原料等価格の高騰の影響により、最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合（売上原価率等）が前年同期に比べ増加している方 2.原料等価格の高騰の影響により、原則として最近1か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの方 3.原料等価格の高騰の影響を受けており、省エネルギーに資する施設や新エネルギー等を使用する施設又は環境への負荷を軽減する施設等を導入する方
資金使途	事業資金	1・2：運転資金のみ 3：設備資金のみ
融資金額	5,000万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内（うち据置期間2年以内）	
融資利率	【固定金利】年1.1%～年1.7% （融資期間によって異なります） 【変動金利】年1.1% （融資期間が3年を超える場合選択可）	【固定金利】年1.0%～年1.2% （融資期間によって異なります） 【変動金利】年1.0% （融資期間が3年を超える場合選択可）

※次項で「申込方法」、「取扱金融機関」について掲載しております。

中小企業総合振興資金（5／5） （中小企業者向け融資）

申込方法

借入を希望する場合は、所定の「融資あっせん申込書」に必要事項を記載し、次の書類を添えて商工会議所・商工会へお申込みください。

なお、認定企業（従来型、伴走支援型）、企業体質強化貸付（資本性ローン協調）、コロナ克服サポート貸付を利用される方については、金融機関への「直接申込み」が可能となっています。

【お申込みに必要な添付書類】

- 決算書2期分
※2期分の決算又は申告が終了していない方は、提出可能な決算書等及び直近の試算表
- 商業登記簿謄本又は登記事項証明書（法人の場合）
- 見積書又は契約書（必要に応じ提出）
- 「特定中小企業者」であることの市町村長の認定を受けた場合は認定書
- 道が定める調書

（注）金融機関及び保証協会において、融資（保証）審査上、別途書類が必要となる場合があります。

※ 中小企業等協同組合及び同構成員企業は、北海道中小企業団体中央会への申込みも可。

※（公財）北海道中小企業総合支援センターの支援制度を利用する方は、同センターへの申込みも可。

取扱金融機関

北海道銀行、北洋銀行、信用金庫、信用組合、道外本店銀行・農林中央金庫・商工組合中央金庫の道内支店、JA北海道信連

【お問合せ先】

北海道経済部地域経済局中小企業課

TEL：011-204-5346

または各（総合）振興局の相談窓口まで（P19ご参照）

【借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまへ】

道では、このたび借入金の返済が負担となっている事業者のみなさまに役立つ情報を掲載したWebページを開設しました。

Webページでは、返済条件の変更ができることなどを紹介しております。是非ご覧ください。

⇒詳しくはこちら(北海道ホームページ)

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/119439.html>

特別高圧電力利用事業者緊急支援金

北海道では、電気料金高騰の影響を受けている事業者のうち、道内で特別高圧電力を利用する中小事業者の電気料金の一部を支援します。
※特別高圧電力とは、大型商業施設や工業団地などの施設において受給電圧が7,000ボルト以上の電力のことをいいます。

対象事業者

道内で特別高圧電力を利用する中小事業者

(以下のいずれかを満たすこと。ただし、みなし大企業を除く。)

- ・特別高圧電力の受電契約を締結していること
- ・特別高圧電力を受電している施設内において電気を使用していること
(大型商業施設のテナント等)

支援期間・支援金額

令和6年(2024年)1月利用分から令和6年(2024年)4月利用分まで
:1kWhあたり1.8円

令和6年(2024年)5月利用分
:1kWhあたり0.9円

※ただし、申請額合計の上限額は100万円となります。

なお、予算の範囲内での支給となるため、申請状況によっては支給額が減額となる場合がありますことをあらかじめご了承ください。

申請受付期間

令和5年(2023年)10月利用分から令和5年(2023年)12月利用分まで

令和6年(2024年)1月29日から令和6年(2024年)3月15日まで

令和6年(2024年)1月利用分から令和6年(2024年)5月利用分まで

令和6年(2024年)3月18日から令和6年(2024年)6月30日まで

申請方法

郵送申請又はWEB申請

【お問合せ先】

北海道特別高圧電力利用事業者緊急支援金事務局

コールセンター 011-795-8154

【受付時間 平日9:30~17:30】

専用ホームページ <https://tokubetsu-kouatsu-hkd2023.jp>



人材確保緊急支援事業

人手不足が深刻な道内事業所が、道内や道外に在住する方を対象職種で一定期間以上雇用した場合、道内事業所及び就労者を対象に支援金等を支給します。

制度の内容等



道内事業所

支援金 10万円

(+ 離職期間1年以上の方を雇用した場合は、10万円を加算)

※要件を満たす方の雇入れ数に制限はありませんが、事業所への支援金支給は1回限りです。

道内や道外に 在住する方

奨励金 10万円(+ 移動費 実費上限 10万円を加算)

※奨励金、支援金は予算の範囲で支給いたしますので、申請が予算の範囲を超えた場合は申請いただいても奨励金、支援金は支給いたしません。

対象職種

(第4回改訂 厚生労働省編職業分類による)

「09建築・土木技術者等」、「12医師・薬剤師等」、「13保健師、助産師等」、「14医療技術者」、「16社会福祉の専門的職業」、「19教育の職業」、「34営業の職業」、「36介護サービスの職業」、「37保健医療サービス」、「38生活衛生サービス」、「39飲食物調理の職業」、「40接客・給仕の職業」、「42 その他のサービス」、「45その他の保安職業」、「52金属材料製造等」、「54製品製造・加工処理」、「60機械整備・修理の職業」、「66自動車運転の職業」、「69定置・建設機械運転」、「70建設躯体工事の職業」、「71建設の職業」、「72電気工事の職業」、「73土木の職業」、「76清掃の職業」

対象者

道内事業所

○道内に本店若しくは主たる事務所又は事業所を有する法人又は個人であって、条件を満たす道内や道外に在住する者を一定期間以上雇用

道内や道外に 在住する方

○令和5年12月4日から令和6年3月31日までに一定期間以上就労する次の条件を満たす道内や道外に在住する方(※12月3日以前から勤務されている方は対象外です)

・道外に在住する方:3週間につき10日以上勤務

・道内に在住する方:離職期間が1ヶ月以上あり、労働時間が週20時間以上、31日以上雇用見込みがあり、3週間につき10日以上勤務

人材確保緊急支援 コールセンター TEL 050-3611-6664
受付時間 月～金(10:30～19:00)、土(10:00～17:00)

北海道どさんこプラザ マーケティング支援制度

「北海道どさんこプラザ」における販路拡大支援事業の一環として、マーケティングサポート催事制度、テスト販売制度、マーケティングアドバイザー制度を実施します。

制度概要

1 マーケティングサポート催事制度

- 内容：どさんこプラザの催事スペースにて、1週間（原則）対面販売が可能。対面販売、観光PRなどで消費者の反応を直接確かめることが可能。
- 実施店舗：有楽町店、羽田空港店、札幌店、あべのハルカス店
- 販売条件：手数料（売上の15%、ただし上限は札幌店は1箇所3万円/日、有楽町店・羽田空港店・あべのハルカス店は1万5千円/日）

2 テスト販売制度

- 内容：売れる商品づくりを支援するため、道内企業が製造・加工した新商品を店舗にて3～6ヶ月間試験的に販売が可能。販売終了後には、店舗から商品の評判や評価など今後の商品開発・改良に役立つアドバイスをフィードバック。
- 実施店舗：有楽町店、羽田空港店、札幌店、あべのハルカス店、名古屋店、ミレニアウォーク店及びグレートワールドシティ店（シンガポール）、バンコク店（タイ）
- 販売条件：委託販売、手数料（国内：売上の18%、海外：国内希望小売価格の30%）、PL保険等の加入など

3 マーケティングアドバイザー制度

- 内容：道内企業の商品開発・販路拡大等に関する悩みについて、面談又は文書、電話等で食の専門家に無料で相談が可能。
※相談者の相談場所までの旅費については企業負担。
- 実施場所：東京、札幌、名古屋

詳しくは下記ホームページを参照

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosankogaiyore.html>

【お問合せ先】

北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係
TEL：011-204-5766

中小・小規模企業省エネルギー環境整備 緊急対策事業助成金

エネルギー価格高騰の影響を軽減するため、道内の中小・小規模企業等に対して、省エネ設備の入替経費を助成し、持続的なコストダウンに係る取組を支援します。

制度概要

対象者

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- 道内の中小・小規模企業等（ただし、みなし大企業、道関連事業受給企業等 除く）
- 令和4年(2022年)1月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が10%以上減少または、付加価値額が15%以上減少
- 暴力団または暴力団関係団体ではないこと

□道関連事業需給企業とは

令和4年以降に道が実施した価格高騰対策としての省エネ設備の導入支援事業を受給した者等（製造業省エネルギー環境整備緊急対策補助金、宿泊業環境整備緊急対策事業支援金など）

助成内容

- 助成額：最大100万円
- 助成率：助成対象経費（設備費・設計費・工事費）の1/2以内または3/4以内
※令和4年(2022年)1月以降の連続する6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が20%以上減少または、付加価値額が25%以上減少している場合は3/4の補助率が適用されます。
- 助成対象：省エネ設備の入替経費

スケジュール

- 募集期間：令和6(2024)年2月26日(月)～3月31日(日)
※第2回(5月)、第3回(7月)の募集も予定
※詳しくは、下記ホームページにて、ご確認ください。
<https://shou-ene-hkd2024.jp>

【お問合せ先】

北海道中小・小規模企業省エネルギー環境整備緊急対策事業 助成金事務局
TEL：011-795-4163（受付時間：平日10：00～17：30）

中小・小規模企業省エネ・デジタル環境整備 緊急対策事業費補助金（デジタル技術導入）

物価高騰や人手不足等の影響を受けている道内中小・小規模企業等の業務効率化や生産性向上等のため、デジタル技術導入による経営改善の取組を支援します。

制度概要

補助対象

対象事業者	中小企業者等※1
売上要件	令和4年(2022年)1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高(又は付加価値額)が、平成31年(2019年)から令和3年(2021年)の同月の合計売上高(又は付加価値額)と比較して10%(付加価値額の場合は15%)以上減少していること
補助率	1/2以内または3/4以内※2
補助上限額	200万円
対象経費	機械装置・システム等費、広報費、クラウド使用料、借料、委託費、外注費、その他の経費

※1 道内に本店(個人事業主は住所)を有する事業者及び道内に主たる事務所または事業所を有するNPO法人が対象

※2 売上要件における売上減少が20%(付加価値額の場合は25%)以上減少の場合、3/4以内の補助率を適用

事業スケジュール

○募集期間: 令和6年(2024年)2月26日(月)～4月15日(月)

※ 詳細は下記ホームページにてご確認ください。

<https://digital-support-hokkaido.jp/>

【お問合せ先】

デジタル技術導入補助金事務局

TEL: 011-350-7140 (受付時間: 平日9:00~17:30)

賃上げ促進税制

賃上げに取り組む経営者の皆様は、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる場合があります。

賃上げ促進税制

【大企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大30%**を税額控除*

【中小企業】雇用者全体の給与等支給額の増加額の**最大40%**を税額控除*

*税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

〈大企業向け（資本金1億円超の企業など）〉

適用対象：青色申告書を提出する全企業

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
（個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象）

必須要件

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で4%以上増加
⇒ **25%税額控除***

OR

継続雇用者の給与等支給額が
前年度比で3%以上増加
⇒ **15%税額控除***

※ 資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業については、これに加え、「従業員への還元や取引先への配慮の方針を公表していること」が必要

追加要件

教育訓練費が
前年度比で20%以上増加
⇒ **+5%税額控除***

大企業向けの
詳細情報・
お問い合わせ先は
こちら



《大企業向け賃上げ促進税制ホームページ》

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

〈中小企業向け（資本金1億円以下の企業など）〉

適用対象：青色申告書を提出する中小企業等

適用期間：令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
（個人事業主は、令和5年から令和6年までの各年が対象）

必須要件

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で2.5%以上増加
⇒ **30%税額控除***

OR

雇用者全体の給与等支給額が
前年度比で1.5%以上増加
⇒ **15%税額控除***

追加要件

教育訓練費が
前年度比で10%以上増加
⇒ **+10%税額控除***

中小企業向けの
詳細情報・
お問い合わせ先は
こちら



《中小企業向け賃上げ促進税制ホームページ》

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>

第2章 生活者支援

【北海道お米・牛乳子育て応援事業(第二弾)】 (物価高騰等対策特別支援事業)

食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、下記の対象児童がいる道内の世帯に商品券等を支給します。

事業概要

■対象児童

平成17年4月2日から令和6年4月1日までに生まれた子ども

■支給対象及び申請手続き者

申請日において次のいずれかに該当

	支給対象	申請手続き者
1	道内で対象児童と同居している世帯	対象児童と同居する保護者
2	道内で対象児童だけで構成する世帯	対象児童又は道内在住の保護者
3	保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯	道内在住の保護者

※「世帯」とは、住居及び生計を共にする方の集まり、又は、独立して住居を維持・若しくは独立して生計を営む単身者

※「保護者」とは、父母、義父母、未成年後見人、施設の長、里親等、対象児童を現に監護する方

■支給品

支給対象の世帯ごとに、次のいずれかを1つ選択 ※1世帯あたり1回限り

- A.商品券 おこめ(ギフト)券3,960円分、牛乳贈答券1,200円分(計5,160円分)
- B.電子クーポン 北海道産の「米」と「牛乳」を購入できる電子クーポン5,160円分
(利用期限:令和6年7月21日(日)まで)
- C.北海道米 ななつぼし10kg×1袋 5,160円相当(送料込み)

■申請期間

令和6年1月26日(金)から4月30日(火)まで ※郵送の場合は当日消印有効

■確認書類

申請書に記載された全員分の「氏名」、「生年月日」、「現住所」の全てが確認できる書類の写しが必要
※住民票、健康保険証(住所が裏面に記載されている場合:表裏)、マイナンバーカード(表面のみ)、
運転免許証(表裏)、母子健康手帳(表紙と住所が記載されたページ)等

※ただし、**第一弾の支給品を受給した世帯は、事前に事務局から固有の二次元コード等を示したDM(はがき等)を送ることにより、住所や家族構成に変更がなければ簡易申請とする。**

■申請方法

電子申請 又は 郵送申請

※送料がかからず、問い合わせや書類の追加提出などがスムーズな電子申請を推奨します。

【お問合せ先】

北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局
TEL: 011-350-7371 [9:00~17:00]
<https://hkd2023kosodate-ouen.jp>



低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金等

食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、「子育て世帯生活支援特別給付金」を支給します。

制度概要

(1) 支給対象者

- ①低所得のひとり親世帯(児童扶養手当受給者等)
- ②その他低所得の子育て世帯
(令和5年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯)

(2) 支給額

児童一人当たり 一律5万円

(3) 給付について

①低所得のひとり親世帯

- ・令和5年3月分の児童扶養手当を受給している方については、申請不要で受け取ることができます。

(児童扶養手当の受給口座に振り込み)

- ・直近で収入が減少した方、公的年金等を受給しているため令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方は、申請が必要です。

②その他低所得の子育て世帯

- ・「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)」の支給対象者であった方は、申請不要で受け取ることができます。

- ・対象児童(令和5年3月31日時点で18歳未満の子(障がいをお持ちのお子様については20歳未満)の養育者であって、食費等の物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降家計が急変し、収入見込額が令和5年度分住民税均等割非課税世帯と同じ水準となっている方は、申請が必要です。

【お問合せ先】

お住いの市町村へお問い合わせください。

札幌市にお住いの方は、「令和5年度札幌市子育て給付金コールセンター」(TEL:050-5443-6656)にお問い合わせください。

LPガス利用者緊急支援事業（令和5年4定補正分）

LPガス利用者の負担軽減を図るため、LPガス販売事業者が実施する料金値引き（1契約あたり最大2,000円（税別））を支援します。

※支援にあたっては、販売事業者からの申請が必要です。

制度概要

【支援対象者】

LPガス利用者

（LPガス又はコミュニティーガスを生活の用途等に使用している道内の消費者）

※下記の消費者等は対象外です。

- ・国又は地方公共団体により管理等が行われている施設
- ・高圧ガス保安法の工業用消費者
- ・液石法の質量販売消費者

【支援額】

令和6年2月から5月検針分の利用料金から、1契約あたり最大2,000円（税別）を値引きします。

※値引きは期間中の合計で最大2,000円（税別）となります。請求額などによっては、複数月に分割して値引きする場合があります。

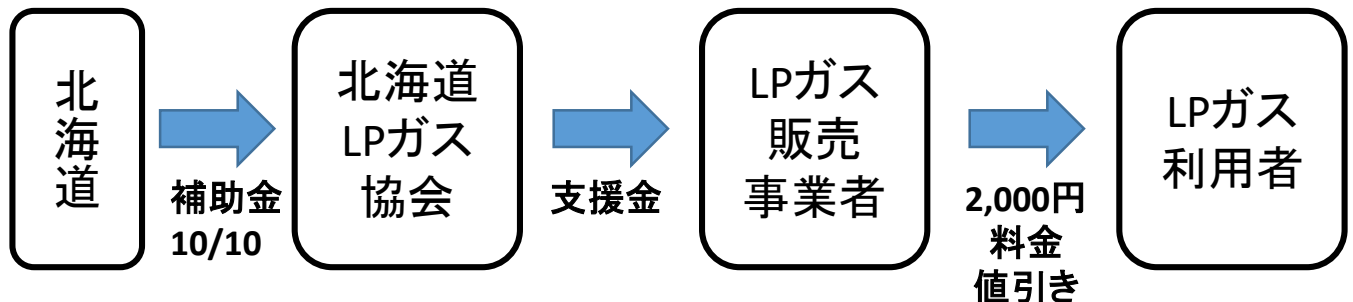
※値引きの実施時期については、ご契約の販売事業者にお問い合わせください。

【支援方法】

北海道LPガス協会、LPガス販売事業者を通じて値引きが実施されます。

値引きの手続きについては、LPガス販売事業者が行いますので、利用者の皆様の手続きは必要ありません。

※ご契約の販売事業者が本事業に申請している必要があります。



【お問合せ先】

北海道LPガス補助金センター


TEL：0120-576-440

（9：00～17：00 土日・祝日を除く）

第3章 相談窓口

経営・金融、雇用関連など各種相談窓口

経営・金融、雇用関連など各種相談窓口

区分	相談窓口	窓口時間	連絡先
経営・金融 特別相談室 以下二次元コード からもご確認いた だけます 	北海道経済部中小企業課	平日：8:45～17:30	電話：011-204-5346
	空知総合振興局商工労働観光課		電話：0126-20-0061
	石狩振興局商工労働観光課		電話：011-204-5827
	後志総合振興局商工労働観光課		電話：0136-23-1362
	後志総合振興局小樽商工労働事務所		電話：0134-22-5525
	胆振総合振興局商工労働観光課		電話：0143-24-9589
	日高振興局商工労働観光課		電話：0146-22-9281
	渡島総合振興局商工労働観光課		電話：0138-47-9459
	檜山振興局商工労働観光課		電話：0139-52-6641
	上川総合振興局商工労働観光課		電話：0166-46-5940
	留萌振興局商工労働観光課		電話：0164-42-8440
	宗谷総合振興局商工労働観光課		電話：0162-33-2925
	オホーツク総合振興局商工労働観光課		電話：0152-41-0636
	十勝総合振興局商工労働観光課		電話：0155-27-8537
釧路総合振興局商工労働観光課	電話：0154-43-9182		
根室振興局商工労働観光課	電話：0153-24-5619		
資金繰りの相談	北海道信用保証協会	平日：9:00～17:00 休日：〃	電話：0120-279-540
経営面の相談	(公財)北海道中小企業総合支援センター	平日：9:00～17:30 休日：9:00～12:00 13:00～17:00	電話：011-232-2001
	北海道よろず支援拠点		電話：011-232-2407
雇用関連の相談	労働相談ホットライン	平日：17:00～20:00 土曜：13:00～16:00	電話：0120-81-6105
海外との取引等 についての各種 相談	北海道国際ビジネスサポートデスク (ジェットロ北海道内)	平日：9:00～17:00	電話：011-261-7434

※国・関係団体の経営相談窓口については下記二次元コードをご参照ください
 【平日のご相談】 【休日のご相談】



働き方改革関連特別相談窓口

中小企業、小規模事業者のみなさん！
働き方改革関連法への対応はお済みですか？
道では、各振興局等に窓口を設置しています。
お気軽にご相談ください！



うちの会社って働き方改革関連法に
きちんと対応できているのか
不安です。

働き方改革をしながら
生産性を向上させたいのですが、
何をすればいいのでしょうか。



テレワークを導入したいのですが、
社内規定の作成や労務管理の
方法が分かりません。

■ 相談対応者

国が設置する「北海道働き方改革推進支援センター」の専門家
(社会保険労務士)

■ 相談方法

相談場所	実施方法	相談日時	申込方法
各振興局で	対面による巡回相談	各振興局が指定する日の 10:00~16:00 (各振興局商工労働観光課まで お問い合わせください)	事前予約制 (相談をご希望の 日の1週間前を目 途に最寄りの振興 局へお問い合わせ ください)
会社または 自宅等から	オンライン相談	北海道働き方改革推進支援 センター受付時間 9:00~17:00 (土日・祝除く)	
	訪問相談		

※なお、当日のお電話やご来庁によるご相談には道の職員が随時、対応いたします。

価格高騰等支援ガイドブック 2024.3.15時点版

発行 北 海 道
編集 北海道経済部経済企画局経済企画課
電話 (011) 204-5308
FAX (011) 232-1104
